

# 大和税務署からのお知らせ

## 所得税および復興特別所得 税の還付申告の受け付け

2019年分の所得税および復興特別所得税(以下「所得税等」)の還付を受けることができる人の確定申告書はすでに受け付けています。電子申告e-Taxによる送信や郵送などで早めの提出をお願いします。なお、大和税務署内の確定申告書の作成会場は2月17日(月)に開設します。申告書の作成指導を受けた人は同日以降にご来署ください。また、確定申告により所得税等を納める必要がある人の申告期限および納付期限は、3月16日(月)です。期限内に申告できるよう早めの準備をお願いします。

### ■還付申告に必要なもの

○印鑑、筆記用具、計算用具、本人名義の銀行などの名称・口座番号が分かるもの

○2019年分の次の書類(申告の内容により、このほかの書類が必要になる場合があります)

- ・給与所得、公的年金等の源泉徴収票
- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の年間支払い金額が分かるもの
- ・国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書など

・医療費の明細書(領収書も可)、生命保険の入院給付金や高額療養費、出産一時金などの金額が分かるもの

○マイナンバーに係る本人確認書類またはその写し(マイナンバーカード(個人番号カード)のみ、または通知カードなど+運転免許証など)。

### ■申告はe-Taxが便利です

申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、電子申告e-Taxで送信できます。送信方法には、①「マイナンバーカード方式」と②「ID・パスワード方式(税務署で要届出)」があります。

①は、マイナンバーカードとパソコン、ICカードリーダーライタが必要ですが、1月31日からは、マイナンバーカードと同カード対応のスマートフォンだけで送信できます(予定)。詳しくは、e-Taxのホームページをご覧ください。

### 確定申告の無料申告相談

税理士による無料申告相談を次のとおり開催します。

受付時間▼2月12日(水)～14日(金)  
午前8時30分～正午、午後1時～3時30分(相談は午前9時から)

ところ▼市役所会議室棟

対象▼年金受給者、給与所得者

小規模納税者の所得税等・個人消費税

持ち物▼確定申告書などの作成に必要な資料、印鑑、前年分の申告書の控え、マイナンバーに係る本人確認書類の写しなど。

※混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

※譲渡所得(不動産、株式等)、住宅借入金等特別控除の1年目などの内容が複雑で時間を要する申告はご遠慮ください。

### 公的年金受給者の申告

\*公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税等の確定申告をする必要はありません。ただし、この場合でも、年金から所得税等が天引きされている人などが所得税等の還付を受けるためには、税務署に確定申告書を提出する必要があります。

なお、所得税等の確定申告が必要ない場合も、医療費や社会保険料等の控除の追加があるなど、市・県民税の申告が必要な場合があります。市・県民税の申告は、市役所市民課☎(260)5232へご相談ください。

※外国年金などの源泉徴収の対象にならない公的年金等がある場合は、確定申告が必要です。

### 医療費控除の添付書類

医療費控除を適用するには、「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付してください。同明細書は国税庁ホームページに掲載されている様式などをご利用ください。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署や市から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

※医療保険者が発行する医療費通知を添付すると、医療機関名などの明細の記入を省略できます。

※2019年分は、同明細書に代えて医療費の領収書の添付または提示でも手続きができます。

### ふるさと納税ワンストップ 特例申請の注意点

ふるさと納税をしてワンストップ特例申請書を提出しても、医療費控除などのために確定申告をすると、特例申請はなかったものとみなされます。確定申告をする際は、ふるさと納税の金額を寄附金控除として申告してください。

☎大和税務署☎(262)9411  
(代)